



公 示 送 達 書

公告第 / / 号

公 告

下記の者に係る交付要求通知書の送達を受けるべき者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため地方税法第20条の2の規定により、公示送達します。なお、この書類は町長が保管しておりますから、該当者は交付の請求をして下さい。

令和7年4月8日

一宮町長

馬淵 昌



記

住 所	氏 名	備 考
千葉県長生郡一宮町船頭給129番地7	関 ゆかり	
	以下余白	
この掲示を始めた日から起算して7日を経過したとき、上記の書類の送達があったものとみなされます。		